

介護保険料について

【第3ランク用】

令和元年10月からの消費税率改定により、社会保障充実の1つとして、住民税非課税世帯の経済的負担の軽減強化がなされました。

軽減対象となる保険料段階は、第1段階、第2段階、第3段階で、それぞれ令和2年度の介護保険料が変更となります。

軽減される保険料段階の対象者

保険料段階	対象者
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方

軽減される保険料段階の保険料（年額）

保険料段階	平成31年度の保険料年額	令和02年度の保険料年額
第1段階	34,037円（基準額×0.375）	27,229円（基準額×0.300）
第2段階	56,728円（基準額×0.625）	45,382円（基準額×0.500）
第3段階	65,804円（基準額×0.725）	63,535円（基準額×0.700）